

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポおもてな SHIGA エリアでの 食品の提供にあたっての留意事項

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポおもてな SHIGA エリア売店等設置運営要項」（以下、「売店等設置運営要項」という。）における「4 取扱商品およびサービス」（2）ア 現場調理品に該当される方へ

おもてな SHIGA エリアにおいて食品を提供する出店者におかれては、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領」（以下、「要領」という。）の規定を遵守いただくとともに、以下の点にご留意ください。

全国各地から来県される選手・監督をはじめとする来場者の皆様を、安全でおいしい食品でおもてなしするため、御協力をお願いします。

※おもてな SHIGA エリアにおける出店者としては、食品衛生関係法令上の施設区分では、「自動車営業許可施設」「特定簡易営業許可施設」「模擬店等の届出施設」が想定されます。

1 取扱品目

おもてな SHIGA エリアにおいて取り扱うことのできる食品は以下のとおりです。

<要領別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」4(1)より抜粋>

取扱品目は、原則として、完成品、半完成品若しくは下処理された食品を調理、盛り付けしたものであって、かつ、作業工程が「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」などの加熱工程（調味料を使用する工程は除く）により調理された食品とする。ただし、以下に掲げるものは認める。

- ①かき氷（果物氷、味付き氷（削りイチゴ、台湾かき氷等）等水以外の原材料を含む氷を使用するものは除く）
- ②クリーム類（ソフトクリーム、生クリーム等）（既製品の盛付のみ）
- ③飲料水類（既製品の注ぎ分けのみ）

【取扱品目の具体例】

取り扱える食品	取り扱えない食品
○提供直前に加熱調理する食品 【例】煮物（おでん等）、茹で物（うどん、そば等）、焼き物（焼きそば、たこ焼き、焼き鳥、回転焼、たい焼き、焼き餅等）、揚げ物（唐揚げ等）	×提供直前に加熱調理しない食品 【例】生野菜（自動車営業許可施設（キッチンカー）であっても提供不可）、漬物、寿司類、サンドイッチ、草餅、ケーキ等
	×複雑な調理食品 （現地における調理工程が多い食品） 【例】コロッケ、ハンバーグ等（ただし、食品衛生法に基づく適切な許可・届出施設において衣付けや成形等の仕込みをしたコロッケやハンバーグ等を、現地において加熱調理する場合は可）

	×加熱後に調理や加工を要する食品 【例】おにぎり、クレープ、おはぎ、みたらし団子、りんご飴等
○提供直前に加熱調理する飲料 【例】コーヒー、紅茶、緑茶、甘酒等	×左記以外の飲料 【例】水出し茶、レモネード、フレッシュジュース、スムージー等
○市販飲料の注ぎ分け（混ぜ合わせは不可） 【例】ジュース等	
○製氷業者製造の製氷を使用するもの 【例】かき氷	×左記以外の氷を使用するもの 【例】果物氷、味付き氷（削りイチゴ、台湾かき氷等）等
○市販のソフトクリームミックスとソフトクリームサーバー機により製造するソフトクリーム	×左記以外のもの

※ おもてな SHIGA エリアにおいて取り扱うことのできる食品は、食品衛生関係法令上の「自動車営業許可施設」「特定簡易営業許可施設」「模擬店等の届出施設」における許可・届出の範囲内で取り扱うことのできる食品であって、かつ要領上取り扱うことができる食品のみです。

そのため、「自動車営業許可施設」「特定簡易営業許可施設」「模擬店等の届出施設」で通常取り扱いが認められている食品であっても、要領上取り扱いが認められていない食品は、おもてな SHIGA エリアでは取り扱うことができませんので、ご注意ください。

2 その他注意点

(1) 食品衛生関係法令に基づく模擬店等の届出については、県実行委員会にて該当の出店者分をとりまとめて保健所に提出します。

(2) 取扱品目を追加・変更する場合は、売店等設置運営要項の別紙1「出店申請者の概要・出店計画書」の追加・変更の報告を必ず行ってください。

なお、保健所が所管する「食品営業許可」の内容に変更があった場合は、保健所にも届出を行ってください。「模擬店等の食品取扱届出」の内容に変更が生じる場合は、上記「出店申請者の概要・出店計画書」の追加・変更の報告に基づき、県実行委員会にて保健所に届出を行います。

(3) 飲料を注ぎ分けて提供する行為（市販のペットボトルやウォーターサーバー等から紙コップ等への注ぎ分け）は、売店等設置運営要項の「4 取扱商品およびサービス（2）ア 現場調理品 e」に該当しますので、ご注意ください。

(4) 食品衛生法に基づく営業許可施設（自動車営業許可施設または特定簡易営業施設）で調理を行う場合、県実行委員会への売店等設置運営要項別紙1「出店申請者の概要・出店計画書」の提出時に、営業許可証の写しを併せて提出いただくこととしております。提出にあたっては、営業許可証の営業許可期間および地域が有効であることを確認してください。